

徳島市監査委員告示第19号

令和元年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和2年5月1日

徳島市監査委員	稲井	博
同	藤原	晃
同	須見	矩明

土政発第11号
令和2年4月14日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤 彰 良

令和元年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果（令和2年3月31日報告分）に基づく措置状況

土木部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
1 契約事務 (1) 決裁権者が適正でないものがあった。 (2) 徳島市契約規則に基づく公表手続が行われていないものがあった。	1 契約事務 (1) 指摘の事案については、直ちに是正しました。今後は、事務決裁規程第5条及び別表第2に基づき、適正に処理を行います。 (2) 指摘の事案については、直ちに公表手続を行いました。今後は、徳島市契約規則第22条の2に基づき、適正に処理を行います。
2 財産管理事務 (1) 法定外公共物の占用許可において、占用料の算定が適正でないものがあった。	2 財産管理事務 (1) 今後は、徳島市法定外公共物管理条例第11条に基づき、適正に処理を行います。
3 その他 (1) 出勤簿に押印がないものがあった。	3 その他 (1) 指摘の事案については、直ちに是正しました。今後は、徳島市職員服務規程第11条に基づき、適正に処理を行います。